					1901.20-151	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
					Xq1	
				1901.20-152	X	－　その他のもの
						(b)　その他のもの
						－　でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの
				1901.20-156	Xq1	－－　砂糖を加えたもの
				1901.20-157	Xq1	－－　その他のもの
				1901.20-159	X	－　その他のもの
					S	
						(3)　米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）